

鳥取県生活環境部循環型社会推進課 山根 様

お世話になってます。

23日に開かれた「専門家会議」を傍聴させていただきました。

以下、質問・お願い等がありますのでよろしくご回答お願いします。

【1】「廃棄物最終処分場指針解説」には産廃処分場は「水源地の上流には設置しない」とあります。事業センターはこの条件を堅持していると表明していますが、鳥取県の見解も同様でしょうか。

【2】資料5に「専門家1」「専門家2」とありますが、これは誰の見解ですか。
資料の中の「専門家1」すべて、同じ方ですか
資料の中の「専門家2」すべて、同じ方ですか
専門家の見解を記すのに、なぜ匿名にするのですか。

【3】資料5のなかの

①「専門家1」の見解の中で「有害物は補足される」とありますが、有害物とは何ですか、これらすべてが補足されるのですか。種類にかかわらず100%補足されるのですか？

当日の説明ではセシウムの例を挙げていましたが、それ以外の有害物も同様ですか

【4】⑨の「専門家1」見解の中で「燃えがらは鳥取県内の焼却施設で焼却した残渣であるので、震災の影響はないと考えられている」とありますが、焼却対象とする廃棄物は県外のものを含む可能性があるため、このようには言い切れないのではないですか。

(放射性物質に関連して)

【5】環境管理事業センターは「放射性物質は受け入れない」と言っていますが、これは、条例、要綱等、県として何らかの規制を策定するのですか。

【6】事業センターは、持ち込まないとする「放射性物質」の定義を示していません。

事業センターがいう「放射性物質」を、県としてはどのようなものと捉えているのですか

【7】事業センターは、搬入時、放射性物質の測定をするといっていますが、その方法等が事業計画等では明示されていません。これでは、「放射性物質を受け入れない」と言うことが担保されないと思いますが、県の見解をお知らせ下さい。

【8】島根原発1号機の廃炉作業によって生じる「廃棄物」は、一切、計画されている処分場には持ち込まれることはないかと理解していいですか。もしそうであるなら、それが担保される根拠をお示し下さい。

【9】⑭の県の見解で「見かけ上の数値が報告されたものとする」とありますが、もう少し具体的に説明をお願いします。

【10】⑮の県の見解で「周辺に影響があるとは認められないことが判決で確定している（H3.4.26）」とありますが、判決文等、これに関する資料の提供をお願いします。

【11】当日、委員の北村義信氏は欠席されておりました。

北村氏からの専門的、科学的見地からのご意見は、何時どのような方法でいただくのでしょうか

【12】16の論点の中に計画されている処分場下を流れる地下水の流れる方向に関してのものが含まれていませんでしたが、これは、地元住民の大きな関心事でもあり、米子市もその点の議論を注視するということですが、これに関しての議論を専門家会議でいつ行うのですか

【13】資料5のなかの

①「専門家1」の見解の中で「漏水検知システムにより、第1シートの正常さを監視している。万が一漏水があれば、ゴミを掘り出して補修する」とありますが、

この漏水検知システムの耐用年数は何年ですか（有効に働く期間をお伺いします）。

また、漏水があればゴミを掘り出して補修するとありますが、その方法、またこれまでの実施した事例をお知らせ下さい。

【14】松藤氏説明のスライド18で

「シート1枚、厚生省は絶対漏れないと言いつけた」

とありますが、そのときの厚生省の「絶対漏れない」の根拠は何だったのでしょうか

以上、よろしく申し上げます。

米子市議会議員 土光 ひとし